

## 春日井市職員に係る自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公務の円滑な執行に資するため、春日井市に勤務する職員（以下「職員」という。）が出張に際し、自家用自動車を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「自家用自動車」とは、職員の所有に係る道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車で次に掲げるものをいう。

- (1) 職員が所有する自動車
- (2) 職員の親、配偶者等が所有する自動車のうち、職員が日常使用しているもの
- (3) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）による割賦等で購入した自動車のうち、職員が日常使用しているもの

### (届出の手續)

第3条 職員は、公務使用をしようとする場合には、第3項各号の要件を確認した上、旅行命令権者に対して、あらかじめ運転免許証を提示するとともに、公務使用に係る自家用自動車届出書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 職員は、公務使用中の交通事故には、職員の自動車損害賠償責任保険及び任意保険により損害賠償することとなることを十分に認識し、前項の届出書を提出しなければならない。

3 旅行命令権者は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めた場合は、第1項の届出書を受理してはならない。

- (1) 自家用自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく点検及び整備をせず、又は検査を受けていない場合
- (2) 職員が任意保険として、保険金額無制限の対人賠償保険、保険金額500万円以上の対物保険及び車両保険（以下「任意保険」という。）に加入していない

場合

(3) 職員が、交通事故を起こし、若しくは交通法規に違反したことにより、刑法（明治40年法律第45号）若しくは道路交通法に基づく刑罰を科せられてから1年を経過していない場合、同法第103条に基づく運転免許の取消しを受け運転免許を再取得してから1年を経過していない場合又は運転免許の効力の停止期間を終えてから1年を経過していない場合

(4) その他不相当と認められる特別の事由がある場合

4 職員は、第1項の届出書が受理された場合において、前項各号のいずれかに該当する事由が生じたときには、速やかに旅行命令権者に対して、公務使用に係る自家用自動車取消届出書（第2号様式）を提出しなければならない。

5 職員は、第1項の届出書が受理された場合において、公務使用をする自家用自動車を変更したときは、旅行命令権者に申し出て、当該届出書を朱書訂正しなければならない。

（公務使用の手続）

第4条 前条第1項の届出書が受理された場合において、自家用自動車を運転して出張する職員（以下「運転者」という。）及び当該自家用自動車に同乗して出張する職員は、あらかじめ旅行命令簿により、旅行命令権者の承認を受けなければならない。

2 旅行命令権者は、次の各号のいずれかに該当し、公務使用を必要と認めたときは、前項の承認をすることができる。

(1) 災害の発生により、その使用の必要が認められる場合

(2) その日の市内での最初の用務地に直接赴く場合で、その使用の必要が認められるとき。

(3) 前号に該当する場合で、当該職員の勤務時間中に当該用務地から在勤庁又は市内のその他の用務地に、及び在勤庁又は市内のその他の用務地から最初の用務地、在勤庁又は市内のその他の用務地に旅行するため、その使用の必要が認められるとき。

(4) その他公務の円滑な執行に資するため、その使用の必要が認められる場合  
で、人事課長が承認するとき。

3 前項に定める場合のほか、旅行命令権者は、次の各号のいずれかに該当する  
場合には、出先機関に勤務する職員に対して、公務使用を必要と認めるときは、  
第1項の承認をすることができる。

(1) 緊急用務により、その使用の必要が認められる場合

(2) 公用車が修繕、定期点検整備等により使用できないため、その使用の必要  
が認められる場合

(3) その他公務の円滑な執行に資するため、その使用の必要が認められる場合

4 旅行命令権者は、承認に当たっては、前条第1項の届出書が受理されている  
ことを確認しなければならない。

5 旅行命令権者は、交通事故の防止及び職員の安全確保の観点から、自家用自  
動車の公務使用性を十分に検討した上で承認を行わなければならない。

6 旅行命令権者は、運転者が病気、けが等で長期の病気休暇等を受け、職務復  
帰後間もないとき又は健康状態が良好でないときには、公務使用を承認しては  
ならない。

7 運転者は、安全運転に努めるとともに、公務使用を終えるまでは、職務に専  
念し、市民の疑惑や不信を抱くような行為をしてはならない。

(旅費等の取扱い)

第5条 公務使用及び同乗に伴う旅費の取扱いについては、春日井市職員等の旅  
費の支給に関する規則(昭和40年春日井市規則第4号)の定めるところによる。

2 自家用自動車に係る購入費用、燃料費用、自動車税、自動車損害賠償責任保  
険及び任意保険の保険料、交通事故に伴う保険料の割増分、車検費用、交通反  
則金等の諸費用は、運転者が負担する。

(損害賠償)

第6条 運転者が、公務使用中に当該自家用自動車により他人の生命若しくは身  
体又は財物を害した場合における損害賠償については、当該運転者が、その加

入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により損害を賠償する。ただし、損害賠償額が当該保険金額を超える場合は、当該運転者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その超える額について市が負担する。

2 公務使用中に交通事故を起こした運転者は、直ちに、負傷者の救護、危険防止の措置及び最寄の警察署への報告を行うとともに、旅行命令権者への報告及び協議、加入する任意保険会社への連絡その他の必要な措置を執らなければならない。

3 旅行命令権者は、交通事故を起こした運転者と対応を協議するとともに、春日井市交通事故対策協議会規程（昭和43年春日井市訓令第1号）に定める事故を報告し、交通事故の相手方との示談解決に向けて努力するものとする。

（自家用自動車の修繕）

第7条 運転者が、公務使用中に当該自家用自動車を損傷した場合には、当該運転者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その修繕に要する経費（相手方のある事故にあつては相手方からの賠償額を除いた金額をいい、自損事故にあつては全額をいう。）のうち自己負担分（車両保険で補てんされる場合は車両保険で補てんされる額を差し引いた額をいう。）について市が負担する。

（事務処理）

第8条 前2条に係る事務処理は、企画経営部財政課において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、自家用自動車の公務使用について必要な事項は別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 春日井市職員に係る自家用車の公務使用に関する取扱要綱（平成元年4月1日施行）は、廃止する。

3 車両保険の加入（公用車のない出先機関の職員が使用する自家用自動車に限

る。)については、第3条第3項第2号の規定にかかわらず、当分の間、これを適用しない。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。